

抗議声明

蒲郡駅事件（民事裁判）の上告棄却を弾劾する！

12月14日、最高裁判所第三小法廷（那須弘平裁判長）は、加藤誠二さんが会社を相手取り解雇無効を訴えた裁判（蒲郡駅事件民事・平成22年（オ）第823号及び平成22年（受）第1017号事件）の上告棄却を決定した。我々は満腔の怒りを込めて反動決定を弾劾する。

最高裁判所は、民事訴訟法第312条1項又は2項を楯に、「違憲をいうが、その実質は事実誤認を主張するものであって、明らかに上記各項（民訴法）に規定する事由に該当しない」として、上告を棄却した。憲法には、人間らしく生きる権利である「基本的人権」が明記されている。労働者の「死」を意味する解雇が、なぜ基本的人権と無関係というのか。しかも、民事訴訟法第312条2項には、「6. 判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること。」と明記されている。理由の食い違ひとは、言うまでもなく、カギの問題であり、指紋の問題である。刑事裁判のいい加減な判断をそのまま鵜呑みにした判断は、絶対に許されないのである。

このような司法権力の横暴は、大企業のエゴを優先させ、労働者の正当な主張を圧殺するものである。労働者の犠牲の上に、大企業があぐらをかくような社会があってはならないのである。

会社の目的は、ありもしない「窃盗事件」をデッチ上げ、かつ事件を組織犯罪に仕立て上げ、JR東海労組織と運動つまり、職場闘争として展開していた主任レポートや時系列等報告書反対の闘いを破壊することであった。我々は、加藤誠二さんの無罪と不当解雇撤回を勝ち取るために、寝食を共にし闘ってきた。加藤誠二さんの不当解雇は撤回できなかつた。しかし、会社の大目的であるJR東海労破壊のシナリオは、断固阻止したことを改めて確認する。

会社よ！不当労働行為の内部文書を告発した良心的な社員がいるということを忘れるでない。「命令と服従」「規律と忠誠心」の社員管理が破綻するときに、いずれやってくることを忘れるでない。

我々は、この反動決定の怒りをバネに、社会正義の闘いを断固推し進めるものである。

2010年12月15日

J R 東海労働組合